

報 告 書

出張日程

年 月 日	出 張 先	用 務
自 R8 年 1 月 13 日	熊本県 大津町	川南町議会 議会活性化調査
至 R8 年 1 月 14 日	熊本県 御船町	特別委員会 行政視察

令和8年 1月 16日

報 告 者 職 氏 名 川南町議会議員 北 原 輝 隆



報告事項 (1. 経過 2. 感想並びに意見)

1. 経過

・ 1 月 13 日 9 : 00 川南町役場出発 (車→大津町役場)

〃 14 : 30 大津町役場にて

・ 議会活性化特別委員会における議員報酬及び議員定数見直しに

向けての取組について (説明) 議会改革推進特別委員会

〃 17 : 00 ホテル着 (大津町役場→車→ホテル)

・ 1 月 14 日 9 : 00 ホテル発 (ホテル→車→御船町役場)

〃 10 : 30 御船町役場にて

・ 議会改革推進特別委員会の取組における

議員のなり手不足解消に向けた議員報酬のあり方及び議員定数について

・ 議会モニター制度について (説明) 議会改革推進特別委員会

〃 12 : 00 御船町役場出発 (車→御船町恐竜博物館)

〃 13 : 30 御船町恐竜博物館 視察

〃 14 : 10 御船町恐竜博物館出発 (恐竜博物館→車→川南町役場)

〃 17 : 20 川南町役場着

2. 感想並びに意見
1) 大津町議会改革推進特別委員会の取組について
大津町では、R 3 年 3 月の町議会議員選挙が無投票当選という結果になった。これを受けて R 4 年 1 1 月に「議会活性化検討会議」を設置して、①町民との接点（交流）②議員定数③議員報酬④政務活動費について検討を行い、R 5 年 9 月に「議会活性化特別委員会」を設置し、議員報酬額は特別職報酬等審議会が議論・答弁すべきという前提の元、議員報酬及び議員定数見直しに向けての取組を行ってきた。
議員報酬については、町村議会議長会の提示する原価方式の他、他自治体との比較データ、平均賃金等の複数のデータから「報酬額の引き上げ」が必要であると説明し、税収の状況や、費用弁償等の見直しなど財源となりうる項目を示し、現在、実現に向け準備中とのこと。
議員定数については、議員報酬の増額と定数削減はセットだという意見は根強くあったが、多様な町民の方々との意見交換会では、「議員定数が少ないことが善」という主張は見られず、「適正な議員定数」という視点で議論ができたとのこと。前述の意見交換会でも同様な意見が主流であったとのことであり、定数についての議論の中で「定数の削減は、選挙の不活性化や、新人の当選しにくさ、議員の高年齢化、議員の属性の画一化につながる可能性がある」との説明を議会活性化特別委員会が行ったとのことである。
2) 御船町議会改革推進特別委員会の取組について
御船町議会は、令和 5 年の町議会議員選挙で初の無投票となり、議員のなり手不足が顕著になった。議会改革推進特別委員会では、平成 27 年の議員定数削減から約 10 年間にわたり、多角的かつ慎重に議員報酬のあり方を検討し、なり手不足に対応しつつ、議員が本来の役割を十分に発揮できる制度設計を模索してきた経緯がある。令和 6 年 12 月には、議員待遇の在り方についてこれまでの協議をまとめた「中間報告」を公表し、その後、「中間報告」に対するパブリックコメント募集や議員報酬に関するフォーラムの開催等を通してさらなる意見聴取を行い、それらを踏まえてさらなる協議・検討を行った結果として、「最終報告」を作成、公表することとなった。
議員報酬のあり方については、令和 5 年の町議選挙が無投票となり、多様な人材が参画しにくい実態が明らかになった。現行の月額 238,400 円（令和 6 年時点、現在は 242,000 円、）は、特に若年層や子育て世代が立候補するには大きな経済的負担となり、報酬水準がその障壁となっていると判断。議員報酬額の適正な算定根拠は、主に議員活動の実態や地域の特性を踏まえ、生活給的観点も考慮したうえで、議員の実際の職

務負荷と議員の職責を客観的に評価する全国町村議長会推奨の「新原価方式」を主軸とし、適正な報酬設定は、多様な人材が議員職を目指せる土壌をつくるうえで不可欠であるとし、議員報酬に生活給的側面を導入する検討も不可欠であると結論づけている。町民の理解を得るため、パブリックコメント、議会フォーラムを経て、議会改革推進特別委員会として次の通り議員報酬に関する「提言」を行い、加えて議会改革の決意を示した。①「議員報酬額」は、「月額約 40 万円」を御船町議員の職責に対する適正な水準と位置づける。②「役職による報酬」は、議長・副議長・常任委員会委員長には、その職責に応じて増額を行う。③「報酬額の調整」は、毎年的人事院勧告に伴い、報酬額の調整を行う。④「施行時期及び議員報酬に関する条例改定」は、令和 7 年度内の改定、及び令和 8 年度当初からの施行を目指すものとする。以上を最終報告としている。
議員定数に関しては、議会活性化特別委員会では「御船町にとって何人が適切か」という観点から多角的な検討を行い、結果として「議員定数を 2 減すべき（議員定数 12）」という結論に至った。ただし、単なる削減を提言するのではなく、議員の活動充実の基盤整備を条件とし、加えて常任委員会定数の適正化を同時に図る等を通じて、むしろ議論の基盤を強化することを前提とし、主権者である町民の信託に応えるべく、更なる議会改革と議員活動の充実に努め、常に町民とともに歩み、行動し、信頼される開かれた議会として、町との健全な緊張関係のもと民主主義の発展に寄与、貢献していくと決意を表明している。
議会モニター制度については、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させる議会モニターを設置している。18 歳以上で議会運営や町政及び地域社会の発展に関心がある方々に、定例会の傍聴、議会アドバイザー研修参加、各種議会活動への意見提言を求めるもので、無報酬で参加等の義務も無い形で御船町議会基本条例第 15 条(議会モニターの設置)に謳ってある。任期は 2 年(令和 6～8 年)で、現在 7 人(継続 6 人新規 1 人)がモニターを務めている。
3) 行政視察を終えての感想
大津町、御船町の両議会活性化特別委員会の取組を拝見し、年月をかけて「議会改革」と「議員報酬・議員定数の見直し」をセットで取り組まれている。議員報酬が若者の議会参加の障壁になっていると捉え、生活給的思考も交えながら「議員のなり手不足」という課題に対し、多角的な視点から様々な取組を模索している様子を窺うと、

川南町でも多くの町民から寄せられる貴重な意見や提案を真摯に受け止め、賛成意見のみならず、慎重な立場や反対意見も含め、それら一つひとつに丁寧に向き合い、より良い解決策の模索に努めなければならないと思った。先進的な取組をしている他町村を参考に、川南町議会ならではの改革、現状打破のみにとどまらず、これからの川南を背負って立つ若人への良き道標づくりに力を注いでいかなければならないと思いを強くした次第である。

両町の議場を見せていただいたが、近代化が顕著でデジタル機器の導入を率先して行い、町民への「開かれた議会」を実現している。特に議場に大型モニターが設置され、議場内の議員や傍聴者に資料提示がなされ「分かりやすい議会」も実現されている。川南町議会でも、将来的にはデジタル機器を多く活用し、「議会の DX 推進」を推し進めなければならないと感じた。